



IFRS[®]

Accounting

2025年12月

公開草案

IFRS[®]会計基準

リスク軽減会計

IFRS第9号及びIFRS第7号の修正案

コメント期限：2026年7月31日

公開草案

リスク軽減会計

IFRS 第9号及びIFRS 第7号の修正案

コメント期限：2026年7月31日

The Exposure Draft *Risk Mitigation Accounting* is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. Comments need to be received by **31 July 2026** and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the IASB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2025 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of IASB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation has trade marks registered around the world including 'FSA®', the 'Hexagon Device' logo®, 'IAS®', 'IASB®', 'IFRIC®', 'IFRS®', the 'IFRS®' logo, 'IFRS for SMEs®', 'ISSB®', 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', 'International Financial Reporting Standards Foundation®', 'IFRS Foundation®', 'NIIF®', 'SASB®', 'SIC®', 'SICS®', and 'Sustainable Industry Classification System®'. Further details of the IFRS Foundation's trade marks are available from the IFRS Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

リスク軽減会計

IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案

コメント期限：2026 年 7 月 31 日

公開草案「リスク軽減会計」は、国際会計基準審議会（IASB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは 2026 年 7 月 31 日までに到着する必要がある、commentletters@ifrs.org への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> でのオンラインで提出されたい。

回答者が秘密扱いの要求をしない限り、すべてのコメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、IASB 及び IFRS 財団（当財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、明白に拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© 2025 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の licensing@ifrs.org に連絡されたい。

IASB の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



IFRS 財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘FSA®’, ‘Hexagon Device’ ロゴ®, ‘IAS®’, ‘IASB®’, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, ‘IFRS®’ ロゴ, ‘IFRS for SMEs®’, ‘ISSB®’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards Foundation®’, ‘IFRS Foundation®’, ‘NIIF®’, ‘SASB®’, ‘SIC®’, ‘SICS®’, 及び ‘Sustainable Industry Classification System®’がある。IFRS 財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて IFRS 財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

目 次

	開始ページ
はじめに	6
コメント募集	10
[案] IFRS 第 9 号「金融商品」の修正	17
[案] IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の修正	41
[案] 他の IFRS 会計基準書の修正	47
国際会計基準審議会による公開草案「リスク軽減会計」（2025 年 12 月公表） の承認	54

はじめに

IASB が本公開草案を公表している理由

- IN1 金利改定リスクとは、資産及び負債の金利改定が異なる時期に又は異なる金額で行われるというリスクである。リスク軽減会計の目的上、金利改定リスクは、金利リスクの一種であり、ベンチマーク金利に金利改定される金融商品の時期及び金額の差異から生じるものである。多くの企業は、リスクを個々の金融商品又は類似した金融商品のグループに基づいて評価するのではなく、金融商品からのエクスポージャーを集約することによって、金利改定リスクを純額ベースで管理している。例えば、多くの金融機関は、銀行活動から生じる金利改定リスクを純額ベースで管理している。
- IN2 金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーは、新たな金融商品が組成され既存の金融商品が決済されるにつれて変動する。多くの企業は、金融商品のそうしたオープン・ポートフォリオから生じる金利改定リスクの管理に対する動的アプローチを採用している。このアプローチは一般的に「動的リスク管理」と呼ばれている。
- IN3 企業は、このような動的で複雑なリスク管理活動の経済的影響を財務諸表において財務諸表利用者には有用な情報を提供する方法で忠実に表現するにあたり、長年にわたり困難に直面してきた。
- IN4 IFRS 第 9 号「金融商品」及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」は、企業がリスク管理活動の経済的影響を財務諸表によりよく反映できるようにする改善されたヘッジ会計及び開示の要求事項を導入した。しかし、国際会計基準審議会（IASB）は、それらの要求事項の開発時に、オープン・ポートフォリオについての動的リスク管理は十分なリサーチ及び関係者からのフィードバックを必要とする複雑なトピックであることに留意した。したがって、IASB は、動的リスク管理の会計処理を IFRS 第 9 号における新しいヘッジ会計モデルの一部としては扱わないことを決定した。その代わりに、トピックの複雑性及び利害関係者からのフィードバックを考慮して、IASB は、動的リスク管理に対するより包括的な解決策を別個に探求することを決定した。
- IN5 IASB は、動的リスク管理の会計処理に関するプロジェクトが進行中であった間に、企業に会計方針の選択肢を与えることを決定した。IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計の要求事項を適用するか IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」におけるヘッジ会計の要求事項の適用を継続するかの選択である。
- IN6 しかし、企業は IFRS 第 9 号又は IAS 第 39 号におけるヘッジ会計の要求事項の下で動的リスク管理活動を会計処理することに困難を感じていることが多い。こうした困難が生じるのは、これらの要求事項は通常はクローズド・ポートフォリオのために設計されていて、ヘッジ対象とヘッジ手段との間の安定的な指定を想定しているからである。要求事項に準拠するために、企業はオープン・ポートフォリオのシナリオを頻繁に変化する一連のクローズド・ポートフォリオのシナリオとして会計処理する。この会計処理は、ヘッジ対象の追跡、ヘッジ調整額の償却、及びその他の包括利益累計額に繰り延べ

公開草案「リスク軽減会計」(IFRS 第9号及びIFRS 第7号の修正案)

た利得又は損失の振替に関する複雑性を生じさせる。また、企業は、このような会計処理をオープン・ポートフォリオにおける金利改定リスクに対する見方及び管理方法に合わせることを困難と考えている。さらに、ヘッジ会計の要求事項はヘッジ対象への指定に適格となる項目に制限を課している。IASB へのフィードバックにおいて、金融機関はこの論点の重要性を強調し、リスク・エクスポージャーの一部がオープン・ポートフォリオの文脈でしかヘッジ会計に適格とならない場合があると指摘した（例えば、金利の付かない要求払預金）。

- IN7 これらの制限により、企業がリスク管理活動の経済的影響を財務諸表において忠実に表現することが困難になっている。したがって、企業はこの影響を財務諸表利用者に伝えるために代替的な報告方法に訴えることが多い。
- IN8 これらの理由で、IASB は動的リスク管理（現在はリスク軽減会計）に関するプロジェクトを開始した。事業及びリスク管理活動の高度化の程度を反映して、企業が比例的に適用できる要求事項を伴うリスク軽減会計モデルを開発するためである。
- IN9 IASB は、最低限、このようなモデルは次のようにすべきであると決定した。
- (a) 金利リスクを管理するための企業の活動に関して及びこれらの活動が将来キャッシュ・フローの性質、時期及び金額にどのように影響を与えるのかに関して透明性を提供する。
 - (b) 企業が金利改定リスクを純額ベースで管理している金融商品とリスク軽減会計に適格である金融商品との間の整合性を確保する。
 - (c) リスク軽減会計が企業のリスク管理活動の動的な性質を表現することを確保する。
 - (d) 企業の財務諸表に認識した金額が、当該企業のリスク管理活動が金利改定リスクに対するエクスポージャーをどの程度成功裏に軽減しているのかを表現することを確保する。
- IN10 IASB は、本公開草案で提案しているリスク軽減会計についての要求事項はこれらの結果を達成するであろうと見込んでいる。IASB は当該提案を利害関係者との緊密な協力を通じて開発したからである。提案している要求事項は、企業が実務において金利改定リスクを管理している方法から情報を受けている。
- IN11 本公開草案に対するフィードバックは、リスク軽減会計について提案している要求事項が IN9 項に記述した結果を達成するかどうかを判断するために必要な情報を IASB に提供するであろう。
- IN12 提案している要求事項に対するフィードバックを求めるとともに、IASB は、提案に関するフィールドワークを実施する利害関係者を別個に募集する。
- IN13 IASB は、本公開草案に対するフィードバックが、マクロヘッジ会計についての IAS 第 39 号の要求事項及び金利リスクのポートフォリオ・ヘッジに IAS 第 39 号の要求事項を適用するという IFRS 第 9 号の 6.1.3 項における選択肢を削除するという IASB の意図を支持するかどうかも考慮する。

IN14 IAS 第 39 号におけるマクロヘッジ会計の要求事項を現在適用している企業の大半は銀行である。しかし、他の種類の企業（保険会社など）も金利改定リスクに関連するリスク管理活動を行っている。したがって、IASB は、保険企業が金利リスクをどのように管理しているのか及びリスク軽減会計を使用することによってリスク管理活動の経済的影響を財務諸表によりよく表現する可能性があるかどうかについての具体的なフィードバックを求めている。IASB は、このフィードバックを検討した後に保険企業についての今後のステップを決定する。

本公開草案における提案

IN15 IASB は、企業のリスク管理活動が 7.1.4 項で定めている特性を有している場合に、かつ、その場合にのみ、企業がリスク軽減会計を適用するのを認めることを提案している。

IN16 リスク軽減会計を適用する企業は、次のことを要求されることになる。

- (a) 企業がリスク軽減会計をどのように適用するのかを文書化する（従前の IASB の議論では、「リスク軽減会計」は「動的リスク管理モデル」と呼ばれていた）（7.1.7 項）。
- (b) 企業を金利改定リスクに晒している基礎ポートフォリオ（従来は「基礎項目」）を識別する（7.2.1 項から 7.2.4 項）。
- (c) 正味金利改定リスク・エクスポージャー（従来は「現在の正味オープン・リスク・ポジション」）を、基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを予想される金利改定日に基づいて集約することによって算定する（7.2.5 項から 7.2.10 項）。
- (d) 金利改定リスクを管理する目的で保有している指定デリバティブを識別する（7.3.1 項から 7.3.8 項）。
- (e) リスク軽減目的（従来は「リスク軽減の意図」）を、それぞれの金利改定期間帯について決定された正味金利改定リスク・エクスポージャーに基づいて定める（7.4.1 項から 7.4.4 項）。
- (f) ベンチマーク・デリバティブを、リスク軽減目的において定められている金利改定リスクの時期及び量を複製することによって構築する（7.4.5 項から 7.4.7 項）。
- (g) リスク軽減調整額（従来は「DRM 調整」）を、指定デリバティブの公正価値変動をベンチマーク・デリバティブの公正価値変動と比較することによって認識する（7.4.8 項から 7.4.14 項）。

IN17 IASB は、金利改定リスクが軽減されている金融商品又は当該リスクを軽減するために使用されているデリバティブのいずれかについても測定の変更を提案していない。基礎ポートフォリオに含まれている金融商品は依然として償却原価又はその他の包括利益を通じた公正価値で測定され、デリバティブは純損益を通じて公正価値で測定される。しかし、リスク軽減会計は、指定デリバティブの公正価値変動の純損益への認識を繰り延べることを企業に要求することになる。企業はこれらの変動を基礎ポートフォリオの中

公開草案「リスク軽減会計」(IFRS 第9号及びIFRS 第7号の修正案)

の金融商品から生じる金利改定差額が純損益に影響を与えるのと同じ報告期間において認識することになる。

IN18 IASBは、IFRS 第7号を修正して次の企業に適用される開示要求を追加することも提案している。

(a) リスク軽減会計を適用する企業

(b) 提案しているIFRS 第9号の7.1.4項で定めている特性を事業及びリスク管理活動が有しているにもかかわらず、リスク軽減会計を適用しないことを選択する企業

今後のステップ

IN19 IASBは、本公開草案に対して受け取るコメントを検討して適切な今後のステップを決定する。利害関係者が本公開草案に関して提供するフィードバック及び知見は、次のことに関してのIASBの将来の決定に情報を提供することにも役立つ。

(a) IAS 第39号の残りの要求事項を廃止すべきかどうか

(b) 保険契約を発行する企業のリスク管理の戦略及び行動も、リスク軽減会計を使用して財務諸表に反映する可能性があるかどうか

(c) リスク軽減会計モデルを、やはり動的なリスクに晒されている他の事業（例えば、エネルギー及びコモディティのセクターにおける事業）に拡大する可能性があるかどうか

コメント募集

IASB は、本公開草案における提案に対するコメントを、特に以下に示す質問に関して募集している。

コメントは次のようなものである場合に最も有用である。

- (a) 記載された質問に回答している。
- (b) 関連する具体的な項を示している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) 特定の提案の文言のうち不明確であるか又は翻訳が困難となるであろう文言を識別している。
- (e) 該当がある場合には、IASB が検討すべき代替案を識別している。

IASB は、コメントを本公開草案で扱っている事項に限定することを求めている。コメント提出者はこのコメント募集におけるすべての質問に回答する必要はない。

コメント提出者への質問

質問 1—リスク軽減会計の目的及び範囲（セクション 7.1）

IASB は、次のことを提案している。

- (a) リスク軽減会計の目的は、企業が金利改定リスクを純額ベースで管理している場合に、財務諸表が企業のリスク管理活動の経済的影響を表現することである。
- (b) リスク軽減会計は任意で適用される。ただし、企業がリスク軽減会計を適用することを認められるのは、企業が金利改定リスクを純額ベースで軽減していて、企業の事業及びリスク管理活動が 7.1.4 項に定められている特性を有している場合であり、かつ、その場合のみとする。
- (c) 企業はリスク軽減会計をどのように適用するのかを正式に文書化することを要求される。

結論の根拠の BC11 項から BC37 項はこれらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。これらの提案のどれかに反対の場合、代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

質問2—基礎ポートフォリオ (7.2.1 項から 7.2.4 項)

IASB は、リスク軽減会計を基礎ポートフォリオ (すなわち、企業を金利改定リスクに晒している金融商品のポートフォリオ) に基づいて適用することを提案している。IASB は、金融商品が基礎ポートフォリオに含めることに適格であるのは、当該金融商品が次のものである場合のみとすることを提案している。

- (a) (IFRS 第9号「金融商品」の 4.1.2 項又は 4.1.2A 項に従って) 事後に償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものに分類した金融資産
- (b) (IFRS 第9号の 4.2.1 項に従って) 事後に償却原価で測定するものに分類した金融負債
- (c) 上記(a)又は(b)に定めている金融商品の認識又は認識の中止を生じさせる可能性のある将来の取引

IASB は、企業がリスク軽減会計を他の方法では軽減されない金利改定リスクに対するエクスポージャーにのみ適用することも提案している。ただし、金融商品が金利改定リスク以外のリスクについてのヘッジ対象として指定されている場合には、ヘッジ対象エクスポージャーは基礎ポートフォリオに含めることに適格である。

結論の根拠の BC38 項から BC63 項はこれらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

質問3—正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定 (7.2.5 項から 7.2.10 項)

IASB は、企業が正味金利改定リスク・エクスポージャーを、基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを予想される金利改定日に基づく金利改定期間帯ごとに集約することによって算定することを提案している。予想される金利改定日とは、基礎ポートフォリオの中の金融商品の決済又は金利改定が見込まれる日のいずれか早い方である。

IASB は、企業が正味金利改定リスク・エクスポージャーを、企業がリスク管理の意思決定を行う方法と整合的な方法で算定することも提案している。これには次にに関するものが含まれる。

- (a) 企業が基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを集約し、金利改定期間帯を (予想される金利改定日に基づいて) 決定する根拠
- (b) 企業が各金利改定期間帯における正味金利改定リスク・エクスポージャーを定量化するために使用している測定

結論の根拠の BC64 項から BC69 項はこれらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。これらの提案のどれかに反対の場合、代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

質問4—指定デリバティブ（セクション7.3）

IASBは、企業の金利改定リスクを企業のリスク管理戦略に従って軽減するために使用されている報告企業の外部の者との金利デリバティブのみが、指定デリバティブに含めることに適格であると提案している。

結論の根拠のBC70項からBC77項はこれらの提案についてのIASBの論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。これらの提案のどれかに反対の場合、代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

質問5—リスク軽減目的及びベンチマーク・デリバティブ（7.4.1項から7.4.7項）

IASBは、企業が次のようにすることを提案している。

- (a) 企業が指定デリバティブを使用して軽減する金利改定リスクの量と整合的であるが、金利改定期間帯のそれぞれにおける正味金利改定リスク・エクスポージャーの量を超えないリスク軽減目的を定める。
- (b) リスク軽減目的で定められている金利改定リスクの時期及び量を複製するためのベンチマーク・デリバティブを構築する。
- (c) ベンチマーク・デリバティブで表される金利改定リスクの量の調整を、基礎ポートフォリオに含まれている金融商品の予想外の変動により、正味金利改定リスク・エクスポージャーを期首に定めたリスク軽減目的を下回る量まで減少する場合に行う。

結論の根拠のBC78項からBC87項はこれらの提案についてのIASBの論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。これらの提案のどれかに反対の場合、代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

質問6—リスク軽減調整額の認識及び測定(7.4.8項から7.4.14項)

IASBは、企業が次のようにすることを提案している。

- (a) リスク軽減調整額を次のいずれか低い方に基づいて財政状態計算書に認識する。
 - (i) 指定デリバティブに係る利得又は損失の累計額
 - (ii) ベンチマーク・デリバティブの公正価値(現在価値)の変動累計額
- (b) リスク軽減調整額として累積した金額を、基礎ポートフォリオの中の金融商品から生じる金利改定差額が純損益に影響を与えるのと同じ期間に純損益に認識する。
- (c) 各報告日に、リスク軽減調整額が軽減対象期間にわたって全額が実現されない可能性があるという兆候があるかどうかを評価する。
- (d) 報告日現在でリスク軽減調整額として累積された金額が正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値を超える場合の減額を、直ちに純損益に認識する。

結論の根拠のBC86項からBC116項はこれらの提案についてのIASBの論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。これらの提案のどれかに反対の場合、代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

質問7—リスク軽減会計の中止(セクション7.5)

IASBは、企業がリスク軽減会計を企業のリスク管理戦略が変更された日(すなわち、企業が金利改定リスクを管理する方法を変更する時点(軽減利率の変更を含む))から将来に向かって中止することを提案している。

IASBは、リスク軽減会計を中止する企業が、リスク軽減調整額として累積された金額を次のようにして純損益に認識することも提案している。

- (a) 軽減対象期間にわたって規則的かつ合理的な基礎で(基礎ポートフォリオの中の金融商品から生じる金利改定差額が依然として純損益に影響を与えると見込まれる場合)
- (b) 直ちに(基礎ポートフォリオの中の金融商品から生じる金利改定差額が純損益に影響を与えとは見込まれなくなった場合)

結論の根拠のBC117項からBC126項はこれらの提案についてのIASBの論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。これらの提案のどれかに反対の場合、代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

質問 8—発効日及び IAS 第 39 号の廃止 (IFRS 第 9 号の付録 C のセクション C1)

IASB は、企業がリスク軽減会計に関する要求事項を [要求事項の公表日] 以後開始する事業年度の期首から適用することを認めることを提案している。

IASB は、企業が IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」におけるヘッジ会計の要求事項の適用を次のいずれか早い時点で中止することも提案している。

(a) 企業がリスク軽減会計に関する要求事項を初めて適用する日

(b) [IAS 第 39 号が廃止される日] 以後開始する事業年度

結論の根拠の BC127 項から BC128 項はこれらの提案についての IASB の論拠を説明している。

IAS 第 39 号を廃止する提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。IASB が IAS 第 39 号を廃止することを決定する場合、IASB が廃止の日を決定するにあたって考慮すべき情報があるか (例えば、IAS 第 39 号から移行するために必要となる可能性が高い期間)。

質問 9—経過措置 (IFRS 第 9 号の付録 C のセクション C2)

IASB は、次のことを提案している。

(a) 企業はリスク軽減会計について提案している要求事項を将来に向かって適用する。

(b) 企業は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債としての過去の指定について、当該金融商品が正味金利改定リスク・エクスポージャーを決定するために使用する基礎ポートフォリオに含まれる場合には、当該指定を取り消すことが認められる。

(c) IAS 第 39 号からの移行を行う企業は、すべてのヘッジ関係についてヘッジ会計を中止し、関連するヘッジ調整額について IFRS 第 9 号の 6.5.10 項及び 6.5.12 項を適用する。

(d) IFRS 第 9 号の第 6 章におけるヘッジ会計の要求事項からの移行を行う企業は、ヘッジ対象が 7.2.1 項に従って基礎ポートフォリオに含まれる金融商品をヘッジ対象とするヘッジ関係についてヘッジ会計を中止することが認められる。

(e) 企業は、当該修正を初めて適用する報告期間において IAS 第 8 号「財務諸表の作成基礎」の第 28 項(f)で要求されている定量的情報の開示を免除される。

結論の根拠の BC129 項から BC147 項はこれらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。これらの提案のどれかに反対の場合、代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

質問 10—開示要求 (IFRS 第 7 号の修正案)

IASB は、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」に含めるべき新しい表示及び開示の要求事項を提案している。

第 30E 項は、企業が次の項目を他の科目と区分して表示することを要求する。

(a) 財政状態計算書において企業の資産の一部（借方残高である場合）又は企業の負債の一部（貸方残高である場合）のいずれかであるリスク軽減調整額

(b) 当期中に包括利益計算書において純損益に認識したリスク軽減調整額

第 30F 項から第 30P 項は、リスク軽減会計を適用する企業に、財務諸表利用者が次のことを理解できるようにする情報を開示することを要求する。

(a) 企業がリスク管理戦略に従って金利改定リスクをどのように管理しているか

(b) 企業のリスク管理活動が将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響を与える可能性があるか

(c) リスク軽減会計が企業の財政状態計算書及び包括利益計算書にどのように影響を与えたか

第 33A 項は、事業及びリスク管理活動が提案されている IFRS 第 9 号の 7.1.4 項に定められている特性を有しているがリスク軽減会計を適用しないことを選択する企業に適用される。このような企業は金利改定リスクをどのように管理しているかの定性的説明を提供することを要求される。

結論の根拠の BC148 項から BC171 項はこれらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。これらの提案のどれかに反対の場合、代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

保険契約を発行する企業に関する質問

質問 11—リスク管理戦略

以下の質問は、IFRS 第 17 号「保険契約」で定義されている保険契約を発行する企業に具体的に関連するものである。これらの質問に回答する際に、コメント提出者は、保険契約資産及び負債は 7.2.1 項に従って基礎ポートフォリオに含めることに適格であると仮定することが必要である。

本公開草案における提案に基づいて、

- (a) 回答者のリスク管理戦略及び活動が、7.1.1 項から 7.1.2 項の記述とどの程度まで合致又は相違しているのかを記述されたい。
- (b) 回答者の事業及びリスク管理活動が、7.1.4 項に記述されている特性とどの程度まで合致又は相違しているのかを記述されたい。

本公開草案におけるリスク軽減会計についての提案は、現在利用可能な会計処理の選択肢と比較して、金利改定リスクを管理するための回答者の活動の経済的影響を財務諸表においてよりよく表現するという IASB の目的を達成するか。賛成又は反対の理由、及び代わりにどのようなことを提案するのかを説明されたい。

期 限

IASB は、2026 年 7 月 31 日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。

コメントの方法

コメントは電子的に提出されたい。

オンライン <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>

電子メール commentletters@ifrs.org

回答者が秘密扱いを求めて我々がそれを認める場合を除き、コメントは公開の記録とされ、我々のウェブサイトに掲載される。通常、秘密扱いの要望を認めるのは、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由の裏付けがある場合のみである。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

[案] IFRS 第 9 号「金融商品」の修正

IFRS 第 9 号「金融商品」の修正を明確に示すため、IASB は、発効日及び経過措置を第 7 章から付録 C に移すことを提案している。従来は 7.X.X 項と付番していた各項目は CX.X 項に番号を変更する。移動及び番号変更を除いては、これらの各項目は変更がないままであり、本公開草案には含めていない。

リスク軽減会計に関する要求事項は、このセクションに示すとおり第 7 章に含まれる。読みやすくするため、新規の文言に下線を付していない。IASB は、IFRS 第 9 号から IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」に従ってヘッジ会計を適用する選択肢（6.1.3 項に従った金利リスクのポートフォリオ・ヘッジの公正価値ヘッジ会計を含む）に対するすべての言及を削除することも提案している。これらの変更はこのセクションには示していない。

第 7 章 リスク軽減会計

7.1 リスク軽減会計の目的及び範囲

- 7.1.1 企業の金融商品の金利改定が異なる時期に異なる金利ベンチマークに対して行われる場合がある。これらの金利改定差異の管理は、個々の金融商品、類似した金融商品のグループ又は純額ベースで行われる可能性がある。金利改定リスクを純額ベースで管理するために、企業は固定金利及び変動金利の金融資産、金融負債及び将来の取引から生じる金利改定差異の合算した影響を計算する。
- 7.1.2 企業が金利改定差異を個々の金融商品又は類似した金融商品のグループに基づいて管理する場合、企業は公正価値の変動性（固定金利の金融商品について）又はキャッシュ・フローの変動性（変動金利の金融商品について）のいずれかに対するエクスポージャーを管理する。しかし、企業が金利改定リスクを純額ベースで管理する場合には、企業は金融商品のキャッシュ・フロー及び公正価値の両方の変動性に対するエクスポージャーを管理する可能性がある。
- 7.1.3 リスク軽減会計の目的は、企業が金利改定リスクを純額ベースで管理している場合に、財務諸表に企業のリスク管理活動の経済的影響を表現することである。リスク軽減会計は、金利改定リスクを軽減するために使用されているデリバティブの目的及び影響に関する情報も提供する。
- 7.1.4 リスク軽減会計が財務諸表利用者に有用な情報を提供することを確保するため、企業は次の場合に、かつ、次の場合にのみ、リスク軽減会計を適用することが認められる。
- (a) 企業の事業活動が、企業を金利改定リスクに晒す金融商品の認識及び認識の中止を生じさせ、
 - (b) 企業のリスク管理戦略が、軽減利率に基づいて、金利改定リスクを軽減すべきリスク限度を定めており、
 - (c) 企業が基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを純額ベースでリスク管理

戦略に従ってデリバティブを使用して軽減する。

- 7.1.5 企業はリスク軽減会計を適用することが認められるが要求はされない。しかし、リスク軽減会計を適用することを選択する企業は、本章のすべての要求事項を適用しなければならない。
- 7.1.6 企業はリスク軽減会計の適用を、企業が基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクをリスク管理戦略に従って軽減しているレベルで行わなければならない。したがって、企業はリスク軽減会計を個々の金融商品又は類似した金融商品のグループに基づいて適用しない。金利改定リスクを報告企業レベルで管理している企業は、リスク軽減会計をその基礎に基づいて適用する。これと対照的に、金利改定リスクを報告企業内のより低いレベルで（例えば、異なる軽減利率に基づいて）管理している企業は、リスク軽減会計を、企業が金利改定リスクを純額ベースで管理するために集約している基礎ポートフォリオの各部分について適用する。
- 7.1.7 企業は、金利改定リスクについて純額ベースで区分して管理されている基礎ポートフォリオの各部分について本章の要求事項をどのように適用するのかを正式に文書化しなければならない。企業は正式な文書において、次のことをどのように行うのかを説明しなければならない。

(a) リスク管理戦略に従った金利改定リスクの管理（以下に関する情報を含む）

(i) 軽減利率

(ii) 軽減対象期間

(iii) 金利改定リスクを軽減すべきリスク限度（すなわち、企業が進んで受け入れる金利改定リスクの水準についての閾値）

(b) 軽減すべき金利改定リスクの決定（以下に関する情報を含む）

(i) 基礎ポートフォリオに含まれている金融商品の性質及び特性

(ii) 企業が基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを評価し正味金利改定リスク・エクスポージャーを定量化するために使用している測定

(iii) 企業が基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを管理するために使用している金利改定期間帯

(iv) 企業が正味金利リスク・エクスポージャーを再評価する頻度

(v) 企業が基礎ポートフォリオの予想される金利改定を決定するために使用しているアプローチ

(c) リスク軽減目的の明示

(d) 金利改定リスクを軽減するために使用する指定デリバティブの識別

- (e) 正味金利改定リスク・エクスポージャーの予想外の変動の影響の把握（以下に関する情報を含む）
- (i) 企業は正味金利改定リスク・エクスポージャーの予想外の変動の影響を反映するために、ベンチマーク・デリバティブをどのように識別し調整しているか
 - (ii) 企業は予想外の変動の影響がリスク軽減調整額の測定において捕捉されていないかどうかをどのように評価しているか
 - (iii) 企業は報告日現在の正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値をどのように測定しているか

7.2 正味金利改定リスク・エクスポージャー

基礎ポートフォリオ

- 7.2.1 リスク軽減会計を適用する目的上、企業は基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを集約する。金融商品は、次のものである場合にのみ、基礎ポートフォリオに含めることに適格である。
- (a) (4.1.2項又は4.1.2A項に従って) 事後に償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものに分類した金融資産
 - (b) (4.2.1項に従って) 事後に償却原価で測定するものに分類した金融負債
 - (c) 7.2.4項に従って、上記(a)又は(b)に定めている金融商品の認識又は認識の中止を生じさせる可能性のある将来の取引
- 7.2.2 企業は、リスク軽減会計を他の方法では軽減されない金利改定リスクに対するエクスポージャーにのみ適用しなければならない。言い換えると、企業は同一の金利改定リスクの軽減を複数回行うことはできない。ただし、基礎ポートフォリオの中の金融商品を、本基準書の第6章に従って、金利改定リスク以外のリスクについてのヘッジ関係において指定する可能性がある。企業の金利改定リスクに対するエクスポージャーに影響を与えるヘッジ対象エクスポージャーは、基礎ポートフォリオに含めることに適格である(B7.2.6項からB7.2.8項参照)。
- 7.2.3 報告企業の外部の者との金融商品のみが、基礎ポートフォリオに含めることに適格である。同一グループ内の企業間の金融商品は、それらの企業の個別財務諸表においてリスク軽減会計を適用する目的でのみ基礎ポートフォリオに含めることができ、当該グループの連結財務諸表においては含めることに適格ではない。
- 7.2.4 基礎ポートフォリオに含めることに適格である金融商品の認識又は認識の中止を生じさせる可能性のある将来の取引には、次のものが含まれる (B7.2.4項からB7.2.5項参照)。
- (a) 7.2.1項(a)に従って、含めることに適格である金融資産の予想される再投資

- (b) 7.2.1項(b)に従って、含めることに適格である金融負債の予想される再調達
- (c) 確定約定
- (d) 可能性の非常に高い予定取引

正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定

- 7.2.5 企業は正味金利改定リスク・エクスポージャーを、基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを予想される金利改定日に基づいて集約することによって算定しなければならない。予想される金利改定日とは、基礎ポートフォリオに含まれている金融商品の決済が見込まれる日又は金利改定が行われる日のいずれか早い方である。
- 7.2.6 正味金利改定リスク・エクスポージャーは、信頼性をもって測定可能でなければならない。
- 7.2.7 企業は、当該企業のリスク管理戦略に従って純額ベースで管理されている基礎ポートフォリオからの正味金利改定リスク・エクスポージャーを算定しなければならない。したがって、正味金利改定リスク・エクスポージャーを算定するために集約される基礎ポートフォリオは、企業が金利改定リスクを純額ベースで管理するために集約する金融商品と整合的でなければならない（7.2.1項の要求事項を条件として）。
- 7.2.8 場合によっては、企業は金利改定リスクを複数の軽減利率を使用して管理している可能性がある。そのような場合、企業は関連する基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクの集約を、基礎ポートフォリオが各軽減利率に関して純額ベースでどのように管理されているのかに関する合理的で裏付け可能な情報に基づいて行わなければならない。しかし、企業は正味金利改定リスク・エクスポージャーを複数の軽減利率に基づいて算定するために同一の基礎ポートフォリオを集約してはならない。
- 7.2.9 企業は、リスク管理の意思決定を行う方法と（以下の点を含めて）整合的な方法で正味金利改定リスク・エクスポージャーを算定しなければならない。
- (a) 企業が基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを集約し、金利改定期間帯を（予想される金利改定日に基づいて）決定する根拠
 - (b) 企業が各金利改定期間帯における正味金利改定リスク・エクスポージャーを定量化するために使用している測定（例えば、キャッシュ・フロー又は公正価値を基礎とした測定）
- 7.2.10 企業は正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定を、正味金利改定リスク・エクスポージャーに影響を与える可能性のある基礎ポートフォリオの変動に関する合理的で裏付け可能な情報に基づいて行わなければならない。正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定は、基礎ポートフォリオの変動が適時に反映されること及び正味金利改定リスク・エクスポージャーが金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーを忠実に表現することを確保するために十分な頻度で行わなければならない。

7.3 指定デリバティブ

- 7.3.1 リスク軽減会計を適用する目的上、指定デリバティブとは、企業の金利改定リスクを管理するために使用されている金利デリバティブである。
- 7.3.2 デリバティブは、次のいずれかの場合には、指定デリバティブとして含めることに適格ではない。
- (a) 正味の売建オプションである場合
 - (b) 公正価値の変動が、軽減利率の変動に関連しないリスク（信用リスクなど）の影響によって左右される場合
- 7.3.3 7.3.2項(a)にかかわらず、指定デリバティブとして含まれている買建オプションを相殺する正味の売建オプションは、合算した効果が正味の売建オプションの効果ではない場合には、指定デリバティブとして含めることに適格である。
- 7.3.4 報告企業の外部の者とのデリバティブのみが、指定デリバティブとして含めることに適格である。同一グループ内の企業間のデリバティブは、それらの企業の個別財務諸表においてリスク軽減会計を適用する目的でのみ指定デリバティブとして含めることができ、当該グループの連結財務諸表においては含めることに適格ではない。
- 7.3.5 デリバティブが指定デリバティブとして含めることに適格であるのは、当該デリバティブが本基準書の第6章に従って金利リスクについてのヘッジ関係においてヘッジ手段として指定されていない場合のみである。
- 7.3.6 デリバティブは、企業のリスク管理戦略に従って金利改定リスクを純額ベースで管理する目的で保有されている場合にのみ、かつ、その範囲でのみ、指定デリバティブとして含めなければならない。
- 7.3.7 デリバティブは、全体を指定デリバティブとして含めなければならない。ただし、デリバティブの一定割合（名目金額の50%など）を企業のリスク管理戦略に従って含める場合は除く。しかし、デリバティブは、公正価値の変動のうち当該デリバティブが存続している期間の一部のみから生じる部分について含めてはならない。
- 7.3.8 デリバティブが指定デリバティブとして含まれる時点で、企業がそれらをリスク軽減会計の適用から除外しなければならないのは、金利改定リスクを企業のリスク管理戦略に従って純額ベースで軽減する目的で保有されなくなった場合のみである。

7.4 リスク軽減会計の適用

リスク軽減目的

- 7.4.1 企業は、当該企業が指定デリバティブを使用して軽減する金利改定リスクの量と整合的なリスク軽減目的を定めなければならない。ただし、定められるリスク軽減目的は、どの金利改定期間帯でも正味金利改定リスク・エクスポージャーの量を超えてはならない。

- 7.4.2 リスク軽減目的は、金利改定リスクに対する残存エクスポージャーが企業のリスク管理戦略において定められているリスク限度内となることを確保するために企業が正味金利改定リスク・エクスポージャーをどの程度軽減しているのかを表現する。
- 7.4.3 リスク軽減目的を定めるにあたり、企業はリスク管理目的で軽減することを意図している金利改定リスクの量に関する合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければならない。企業が指定デリバティブの使用を通じて金利改定リスクを軽減するために実行している行動は、企業のリスク軽減目的の証拠を提供する。
- 7.4.4 企業がリスク軽減目的を定める頻度は、企業の正味金利改定リスク・エクスポージャーの性質及び企業がリスク管理活動を実行する頻度に応じて決まる。7.4.1項に従って定められたリスク軽減目的は、企業が新たなリスク軽減目的を定めるまで有効であり続けなければならない。リスク軽減目的の変更は将来に向かって適用され、過去の期間におけるリスク軽減会計の適用には影響を与えない。

ベンチマーク・デリバティブ

- 7.4.5 企業は、リスク軽減目的で定められている金利改定リスクの時期及び量をベンチマーク・デリバティブを通じて複製しなければならない。企業は、軽減利率に基づいて当初の公正価値がゼロとなるように新たなベンチマーク・デリバティブを構築しなければならない。
- 7.4.6 しかし、基礎ポートフォリオに含めた金融商品の予想外の変動により、正味金利改定リスク・エクスポージャーが期首に定められたリスク軽減目的を下回る量まで減少する可能性がある。企業は、そうした予想外の変動の影響を捕捉するためにベンチマーク・デリバティブを調整しなければならない。
- 7.4.7 企業は、ベンチマーク・デリバティブで表現されている金利改定リスクに対するエクスポージャーがどの金利改定期間帯においても正味金利改定リスク・エクスポージャーを超えないことを確保するために、合理的で裏付け可能な情報を使用してベンチマーク・デリバティブを調整しなければならない。

リスク軽減調整額の認識及び測定

- 7.4.8 企業は、リスク軽減調整額を、次のいずれか（絶対額で）低い方で測定して、財政状態計算書に認識しなければならない。
- (a) 指定デリバティブが指定された日からの指定デリバティブに係る利得又は損失の累計額
 - (b) ベンチマーク・デリバティブの公正価値（現在価値）の変動累計額
- 7.4.9 企業は、7.4.8項に従ってリスク軽減調整額の一部として認識されなかった指定デリバティブに係る残りの利得又は損失を純損益に認識しなければならない。
- 7.4.10 リスク軽減調整額として累積した金額は、基礎ポートフォリオの中の金融商品から生じ

る金利改定差異が純損益に影響を与えるのと同じ報告期間に純損益に認識しなければならない。

リスク軽減調整額の超過額

- 7.4.11 企業は、各報告日に、リスク軽減調整額として累積した金額が軽減対象期間にわたって全額が実現されない可能性があるという兆候があるかどうかを評価しなければならない。この状況は、7.4.6項から7.4.7項に従ってベンチマーク・デリバティブに対する調整に完全には反映されなかった正味金利改定リスク・エクスポージャーの予想外の変動が報告期間中にあった場合に生じる。
- 7.4.12 そのような兆候が存在する場合、企業は、リスク軽減調整額として累積した金額が報告日現在の正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値を超えるかどうかを判定しなければならない。
- 7.4.13 正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値は、企業が報告日現在で正味金利改定リスク・エクスポージャーを完全に軽減したとした場合に、リスク軽減調整額として累積されていたであろう金額を表している。その現在価値は、軽減利率を割引率として使用して計算される。
- 7.4.14 報告日現在でリスク軽減調整額として累積した金額が正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値(7.4.13項に従って測定)を超える場合、企業は、リスク軽減調整額として累積した金額を、その超過額を純損益に直ちに認識することによって減額しなければならない。純損益に認識したそうした超過額は、将来の期間において戻し入れてはならない。

7.5 リスク軽減会計の中止

- 7.5.1 リスク軽減会計を適用することを選択する企業は、企業のリスク管理戦略に変更がない限り、リスク軽減会計を中止してはならない。そうした変更が生じた場合には、企業はリスク軽減会計を変更が行われた日から将来に向かって中止しなければならない。
- 7.5.2 7.5.1項を適用する目的上、企業のリスク管理戦略の変更とは、企業が金利改定リスクを管理する方法の変更を指す。そうした変更には、軽減利率として識別された市場金利の変動又は企業が正味金利改定リスク・エクスポージャーを定量化するために使用する測定の変更が含まれる場合がある。金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーの頻繁な変動に対応した企業のリスク管理活動の変更は、企業のリスク管理戦略の変更とはならない。したがって、企業はこの種の変更に対応してリスク軽減会計を中止してはならない。
- 7.5.3 リスク軽減会計を中止する企業は、リスク軽減調整額として累積した金額を7.4.8項から7.4.14項に従って、次のように会計処理しなければならない。
- (a) 基礎ポートフォリオの中の金融商品から生じる金利改定差異が依然として純損益に

影響を与えると見込まれる場合には、企業はリスク軽減調整額として累積した金額を次のいずれかによって純損益に認識しなければならない。

- (i) 7.4.10項に従って
 - (ii) 他の規則的かつ合理的な基礎で（これには定額法が含まれる可能性がある）
- (b) 基礎ポートフォリオの中の金融商品から生じる金利改定差異が純損益に影響を与えると見込まれなくなった場合には、企業はリスク軽減調整額として累積した金額を直ちに純損益に認識しなければならない。

[案] 付録 A の修正

用語の定義

8 つの定義された用語を追加する。読みやすくするため、新規の文言に下線を付していない。「確定約定」及び「予定取引」の定義は、参照の便宜のために含めている。

確定約定 (firm commitment)	所定の数量の資源を所定の将来の日に所定の価格で交換する拘束力のある契約
予定取引 (forecast transaction)	確定ではないが予想される将来の取引
ベンチマーク・デリバティブ (benchmark derivatives)	企業がリスク軽減目的で定められている金利改定リスクの時期及び量を複製するために構築する理論的なデリバティブ
ヘッジ対象エクスポージャー (hedged exposure)	本基準書の第6章に従ってヘッジ関係において指定されたヘッジ対象とヘッジ手段の組み合わせた効果
軽減利率 (mitigated rate)	企業がリスク管理戦略に従って金利改定リスクを管理する基礎となるベンチマーク金利
軽減対象期間 (mitigated time horizon)	企業のリスク管理戦略に従って、当該企業が軽減利率に基づいて金利改定リスクを軽減する連続期間
正味金利改定リスク・エクスポージャー (net repricing risk exposure)	関連性のある軽減利率に基づいて、企業が金利改定リスクを純額ベースで管理している基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクに対する正味のエクスポージャー
金利改定リスク (repricing risk)	次のものの差異から生じる金融商品のキャッシュ・フロー及び公正価値の変動性に企業を晒す金利リスクの種類 (a) 金融商品がベンチマーク金利に金利改定される時期 (b) 特定の期間に金利改定される金融商品の金額
リスク軽減目的 (risk mitigation objective)	企業がリスク管理戦略に従って軽減することを意図している金利改定リスクの絶対量
基礎ポートフォリオ (underlying portfolios)	企業を金利改定リスクに晒し、軽減利率に基づいて正味金利改定リスク・エクスポージャーを算定するために集約される金融資産、金融負債及び将来の取引のポートフォリオ

[案] 付録 B の修正 適用指針

IFRS 第 9 号「金融商品」の修正を明確に示すため、IASB は、付録 B の第 7 章における発効日及び経過措置に関する適用指針を付録 C の Z 章に移すことを提案している。

従来は B7.X.X 項と付番していた各項目は CZ.X.X 項に番号を変更する。移動及び番号変更を除いては、これらの各項目は変更がないままであり、本公開草案には含めていない。

B7.1.1 項から B7.5.5 項及び関連する小見出しを追加する。読みやすくするため、新規の文言に下線を付していない。

リスク軽減会計（第7章）

目的及び範囲（セクション7.1）

- B7.1.1 一部の企業の金利改定リスクに対するエクスポージャーは、基礎ポートフォリオの中の金融商品の頻繁な変更により頻繁に変動する。個々の金融商品は、特定の期間に金利改定が行われる金額に影響を与えるので、企業の金利改定リスクに対するエクスポージャーに影響を与える。
- B7.1.2 企業が金利改定リスクを純額ベースで管理している場合、そのリスク管理戦略は、次の二重の目的を達成するために基礎ポートフォリオの全体に渡って金利改定差異を管理することを目的としている。
- (a) キャッシュ・フローの変動性の低減 — 金利の変動は企業の金利収益及び金利費用に影響を与え、それにより純損益に影響を与える（「利益の観点」と呼ばれることがある）。
 - (b) 公正価値の変動性の低減 — 金利の変動は企業の基礎ポートフォリオの現在価値に影響を与える（「経済価値の観点」と呼ばれることがある）。
- B7.1.3 企業がキャッシュ・フローと公正価値の両方の変動性を同じ程度まで軽減することができず、金利改定リスクを測定し管理するためにキャッシュ・フローを基礎とした測定と公正価値を基礎とした測定の組合せを使用する場合がある。例えば、企業が基礎ポートフォリオからのキャッシュ・フローの変動性は短期的に軽減するが、公正価値の変動は長期的に軽減すると決定する場合がある。
- B7.1.4 異なる種類の金融商品からの金利改定差異を集約している企業は、金利改定リスクの一部を自然に相殺する場合がある。例えば、一部の金融資産が一部の金融負債から生じる金利改定リスクを軽減する場合がある。しかし、特定の期間における金利改定の時期又は金額に差異が残る範囲で、企業は通常、金利改定リスクを軽減するために金利デリバティブを使用する。
- B7.1.5 企業がリスク軽減会計を適用しない場合、金利改定リスクを軽減するためのデリバティブ

公開草案「リスク軽減会計」(IFRS第9号及びIFRS第7号の修正案)

ブの使用は、純損益における会計上のミスマッチを生じることが多い。このミスマッチは、デリバティブに係る利得又は損失との比較で、企業が基礎ポートフォリオから生じる金利改定の影響を純損益に認識する時期の相違から生じる。リスク軽減会計を適用すると、企業は指定デリバティブに係る利得又は損失の純損益への認識を、基礎ポートフォリオの中の金融商品から生じる金利改定差異が純損益に影響を与えるのと同じ期間まで繰り延べる。

- B7.1.6** 企業のリスク管理戦略は、企業がどのように金利改定リスクを管理するのかを決定する最も高いレベルで設定される。リスク管理戦略は、通常、企業が晒されているリスクを識別し、企業がそれらにどのように対応するのかを示す。リスク管理戦略は、通常は長期間にわたって機能し、当該戦略が機能している間に生じる状況の変化に対応するための若干の柔軟性を含んでいる場合がある。この戦略は、通常、より具体的なガイドラインを含んだ方針を通じて企業内に伝えられる一般的な文書において示される。
- B7.1.7** 企業がリスク軽減会計を適用するレベルは、企業がリスク管理戦略に従って金利改定リスクをどのように管理するのかによって決定される。したがって、企業はリスク軽減会計を企業が金利改定リスクに対するエクスポージャーを純額ベースで算定するレベルで適用する。例えば、リスク管理戦略に従って、企業が金利改定リスクを報告企業又は連結グループのレベルでのみ管理している場合には、企業はリスク軽減会計をそのレベルで適用する。しかし、企業が金利改定リスクを報告企業内のより低いレベルで（例えば、地域の相違又は通貨の相違に基づいて）管理している場合には、企業はリスク軽減会計をそのレベルで適用する。
- B7.1.8** 企業は金利改定リスクを1つ又は複数の軽減利率に基づいて管理することができる。企業が金利改定リスクを複数の軽減利率を使用して管理している場合には、企業は金利改定リスクを同一の軽減利率に基づいて管理している基礎ポートフォリオの各部分に別々にリスク軽減会計を適用する。例えば、企業が内部の移転価格の目的で使用しているベンチマーク金利を報告企業レベルでの軽減利率として定める場合がある。あるいは、企業が金利改定リスクを通貨の相違に基づいて管理し、企業の金融商品が表示されている主要な通貨のそれぞれについて軽減利率を定める場合がある。
- B7.1.9** 企業のリスク管理活動は、金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーの頻繁な変動に対応するために頻繁に変化する可能性がある。したがって、企業は、金利改定リスクを管理するために行うことを計画している特定のリスク管理活動を、当該活動を行う前に文書化することを要求されない。その代わりに、その文書化は、企業がリスク管理活動を行う際に適用することとなるプロセス及び統制を記述することが要求され、これらのプロセス及び統制のその後の変更を反映するために更新しなければならない。
- B7.1.10** 企業は、たとえリスク管理活動が7.1.4項で定めている特性のすべてを有している場合であっても、リスク軽減会計を適用することを要求されない。そのような場合、企業はIFRS第7号の第33A項で要求されている開示を提供しなければならない。しかし、企業がリスク軽減会計を適用することを選択する場合には、本章の要求事項及びIFRS第7号

「金融商品：開示」における関連する開示要求に準拠することを要求される。

正味金利改定リスク・エクスポージャー（セクション7.2）

基礎ポートフォリオ

B7.2.1 金融商品は、次の場合にのみ、基礎ポートフォリオに含めることに適格である。

- (a) 金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーに影響を与える。
- (b) 企業が次のものを認識する時期の相違により、純損益における会計上のミスマッチを生じさせる方法で事後測定される。
 - (i) 金融商品から生じる金利改定差異の影響
 - (ii) 企業が金利改定リスクを純額ベースで管理するために使用しているデリバティブに係る利得又は損失

B7.2.2 7.2.1項に従って基礎ポートフォリオに含めることに適格である金融資産及び金融負債の大半が、企業の金利改定リスクに影響を与える。個々の金融商品が金利リスクに対する明示的なエクスポージャーを有しているからである（例えば、当該金融商品が契約で定められた金利及び満期を有しているため）。しかし、一部の金融商品から生じる金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーへの影響は、金融商品が個々の金融商品のベースで評価されずにポートフォリオのベースで評価される場合には、異なる可能性がある。例えば、契約上は要求払である金融負債（要求払預金など）が、市場金利が変化した場合に短期間の通知で引き出される可能性がある。したがって、当該金融負債は実質的に変動金利の金融商品のように動くことになる。個々の金融商品のベースでは、このような金融負債は、市場金利が変化する際に公正価値変動には晒されない。要求払の金額で測定されるからである。しかし、一部の預金は引き出されず、顧客残高が長期間にわたり維持される。したがって、ポートフォリオのベースでは、そのような預金の一部は固定金利の金融負債を表すものとみなされ、基礎ポートフォリオに含めることに適格である。

将来の取引

B7.2.3 7.2.1項(c)において、「将来の取引」という用語は、財務諸表にはまだ認識されていないが、金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーに影響を与える金融資産又は金融負債の認識又は認識の中止を生じさせる可能性がある取引を指している。

B7.2.4 金利改定リスクを管理するにあたり、企業は基礎ポートフォリオに含まれている金融商品の決済から生じるキャッシュ・フローが再投資（金融資産の場合）又は再調達（金融負債の場合）されると仮定することが多い。このような将来の取引は、合理的で裏付け可能な情報に基づいて、その再投資又は再調達が行われると見込まれる場合には、基礎ポートフォリオに含めることに適格である。リスク軽減会計を適用する目的上、この予想される再投資又は再調達は変動金利のエクスポージャーを表す。

B7.2.5 将来の取引には、金融資産又は金融負債の量の予想される増減などの予定取引も含まれる。そうした予定取引は、拘束力のある契約がないため確定約定の定義を満たさない。しかし、ポートフォリオのベースで考えた場合、これらの予定取引の一部は基礎ポートフォリオに含めることに適格である金融商品の認識又は認識の中止を生じさせる。リスク軽減会計を適用する目的上、予定取引が基礎ポートフォリオに含めることに適格であるのは、企業が、合理的で裏付け可能な情報を使用して、可能性の非常に高い予定取引の量をポートフォリオのベースで見積ることができる場合のみである。

ヘッジ対象エクスポージャー

B7.2.6 基礎ポートフォリオの中の金融商品が、企業を金利改定リスク以外のリスクに晒す場合がある。企業はリスク軽減会計を金利改定リスクのみに適用する。しかし、企業は、基礎ポートフォリオに含まれている金融商品を金利改定リスク以外のリスクについてヘッジするために、第6章のヘッジ会計の要求事項を適用することが認められる。

B7.2.7 場合によっては、基礎ポートフォリオに含めることに適格である金融商品が(第6章に従って)ヘッジ対象に指定され、金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーがヘッジ対象エクスポージャーの影響を受ける。そのような場合、企業は当該ヘッジ対象エクスポージャーの全体を基礎ポートフォリオに含める。例えば、企業が固定金利の外貨建金融負債を有しており、企業が金利通貨スワップを使用してそれをヘッジしている場合がある。その場合、企業は当該金融負債を金利リスクと為替リスクの両方をヘッジするためのヘッジ関係において指定する場合がある。このヘッジ対象エクスポージャーは、実質的に固定金利の外貨建金融負債を変動金利の機能通貨建金融負債に変換する。したがって、このヘッジ対象エクスポージャーから生じる金利改定リスクに対するエクスポージャーは、企業の機能通貨における企業の他の変動金利の金融商品に対するものと同様となる。この場合、ヘッジ対象エクスポージャーは基礎ポートフォリオに含めることに適格である。

B7.2.8 ヘッジ対象エクスポージャーは、関連するヘッジ関係が6.4.1項に示すヘッジ会計の適格要件を満たさなくなるまで、基礎ポートフォリオに含めることに適格である。

正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定

B7.2.9 基礎ポートフォリオには、金利改定が異なる時点で行われ、異なるベンチマーク金利に基づいて金利改定が行われる可能性のある金融資産、金融負債及び将来の取引が含まれる。企業は正味金利改定リスク・エクスポージャーを、基礎ポートフォリオの中のすべての金融商品の影響を軽減利率に基づいて集約することによって算定する。

B7.2.10 正味金利改定リスク・エクスポージャーは、企業がリスク管理活動を行う前に基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクに対するエクスポージャーを表す。

B7.2.11 正味金利改定リスク・エクスポージャーを算定するために、企業は、基礎ポートフォリオに含まれている金融商品のすべての契約条件のうち金利改定リスクに影響を与える可能性のあるもの(例えば、期限前償還オプションまたは延長オプション)の影響を考慮

することを要求される。企業は、基礎ポートフォリオに含まれている金融商品の金利改定が行われると見込まれる時期に関する仮定を置くことが必要となる場合がある。一部の種類の金融商品について、予想される金利改定日が過去の顧客の行動をモデル化することを通じて決定される場合がある。例えば、企業が金利の変動にかかわらず維持されると見込んでいる要求払預金のレベル又は特定の金融資産の期限前償還率をモデル化する場合がある。他の種類の金融商品について、金利改定日が契約上の満期日に基づいて決定される場合がある（例えば、期限前償還を認めていない金融商品）。企業は基礎ポートフォリオに含まれているすべての金融商品について同じアプローチを使用することは要求されない。

- B7.2.12** 企業が基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを予想される金利改定日に基づいて集約する場合、基礎ポートフォリオに含まれている金融商品をグループ分けするために金利改定期間帯を使用する。軽減対象期間にわたる金利改定期間帯の数及び長さは、企業がリスク管理目的で使用する期間帯と整合的であることが要求される。
- B7.2.13** 各金利改定期間帯における正味金利改定リスク・エクスポージャーを定量化するために使用される測定は、リスク管理目的で使用される測定と整合的であることが要求される。例えば、企業は次のものを使用する可能性がある。
- (a) キャッシュ・フローを基礎とした測定（金利改定満期ギャップの測定など）
 - (b) 公正価値を基礎とした測定（ベースポイント当たりの現在価値の測定など）
- B7.2.14** 企業は正味金利改定リスク・エクスポージャーを異なる金利改定期間帯について定量化するために異なる測定を使用することが認められる。しかし、企業は同じ金利改定期間帯におけるすべてのエクスポージャーに同じ測定を適用することが要求される。例えば、企業は次のようにする場合がある。
- (a) 12か月又は24か月までの金利改定期間帯についてキャッシュ・フローを基礎とした測定（金利改定満期ギャップなど）を使用する。
 - (b) 軽減対象期間にわたる他のすべての金利改定期間帯について公正価値を基礎とした測定を使用する。
- B7.2.15** 企業が正味金利改定リスク・エクスポージャーを算定するために必要とされる方法論及びプロセスは、基礎ポートフォリオ間でさまざまである場合がある。一部の基礎ポートフォリオについて、企業は各金利改定期間帯における金利改定リスクの金額をほとんど分析又は計算を行わずに見積ることができる場合がある。他の基礎ポートフォリオについて、企業は各金利改定期間帯における金利改定リスクの金額を算定するために複雑な分析及び計算を行うことが必要となる場合がある。
- B7.2.16** 正味金利改定リスク・エクスポージャーを算定するために、企業は当該算定を行う時点で利用可能な合理的で裏付け可能な情報を使用することを要求される。合理的で裏付け可能な情報には、基礎ポートフォリオに含まれている金融商品の契約上及び行動上の特

性に関する情報が含まれる。また、各金利改定期間帯における金利改定リスクの金額の見積りに関連性のあるその他の要因に関する情報も含まれる。

B7.2.17 償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定されるすべての金融資産は、基礎ポートフォリオに含めることに適格である。しかし、企業は適格である金融資産で金利改定リスクに企業を晒しているものを全部は基礎ポートフォリオに含めない場合がある。例えば、リスク管理戦略に従って、企業は現金残高（中央銀行への預金など）及び流動性が非常に高い変動金利の金融資産を、当該金融資産が資本（Equity）で調達されている範囲でのみ企業を金利改定リスクに晒しているものと見る場合がある。これらの変動金利の金融資産から生じる金利改定リスクに対するエクスポージャーを算定するために、企業は内部のモデリング方法論（ポートフォリオの複製など）をこのエクスポージャーの代用として使用する場合がある（「エクイティ・モデリング」と呼ばれる場合がある）。企業がこのような方法論をリスク管理目的で使用する場合には、関連する基礎ポートフォリオから生じる正味金利改定リスク・エクスポージャーを同じ方法で算定しなければならない。

リスク軽減会計の適用（セクション7.4）

リスク軽減目的

- B7.4.1** リスク軽減目的は、企業が7.2.9項に従って各金利改定期間帯における正味金利改定リスク・エクスポージャーを定量化するために使用する測定に基づいて定められる。したがって、リスク軽減目的は、キャッシュ・フローを基礎とした測定、公正価値を基礎とした測定又はその両方の組合せを基礎とする場合がある。例えば、企業が正味金利改定リスク・エクスポージャーを公正価値を基礎とした測定（ベースポイント当たりの現在価値など）を使用して定量化する場合には、リスク軽減目的も当該測定が基礎となる。
- B7.4.2** リスク軽減目的は金利改定リスクの相対値ではなく絶対値であるので、基礎ポートフォリオの中の金融商品はリスク軽減目的において比例的に表されない。例えば、企業が60単位のリスク軽減目的を定めていて、正味金利改定リスク・エクスポージャーが100単位であるとする。その場合、企業は各金融商品の60%又は合計で60単位の金利改定リスクを有する基礎ポートフォリオの中の特定の一部分の金融商品を定めるのではない。
- B7.4.3** リスク軽減目的は事実の問題であり、単なる主張ではない。リスク管理目的は、企業がリスクを報告企業の外部の企業に移転することによって金利改定リスクを純額ベースで管理するために行う活動を通じて観察可能である。言い換えると、リスク軽減目的は、企業が金利改定リスクを軽減するために使用する指定デリバティブによって証明されることが要求される。例えば、100単位の正味金利改定リスク・エクスポージャーを有する企業が80単位の金利改定リスクを軽減する指定デリバティブを使用する場合、企業は80単位のリスク軽減目的を定めることを要求される。当該企業は70単位又は90単位のリスク軽減目的を定めることはできない。企業が金利改定リスクを軽減するために行っているリスク管理活動と不整合となるからである。また、当該企業は110単位のリスク

軽減目的を定めることもできない。正味金利改定リスク・エクスポージャーを超えることになるからである。たとえ企業が100単位超の金利改定リスクを軽減する指定デリバティブを有している場合であっても、リスク軽減目的は100単位（正味金利改定リスク・エクスポージャー）に限定される。

- B7.4.4** リスク軽減目的は、企業が新たなリスク軽減目的を定める（例えば、金利改定リスクを軽減するための追加的な活動を行う時点又は正味金利改定リスク・エクスポージャーの変動がある時点）までの期間にわたり定められる。リスク軽減目的が定められている期間は、企業の内部又は外部の報告期間と一致することは要求されない。
- B7.4.5** 7.4.1項に従って、リスク軽減目的はどの金利改定期間帯においても正味金利改定リスク・エクスポージャーを超えることができない。企業は、新たなリスク軽減目的を定める前に更新した正味金利改定リスク・エクスポージャーを算定するために7.2.10項の要求事項を適用することを要求されない。しかし、企業は、正味金利改定リスク・エクスポージャーを前回算定した後に生じた可能性のある基礎ポートフォリオの変動に関しての合理的で裏付け可能な情報（企業が新たなリスク軽減目的を定める日において利用可能なもの）を考慮しなければならない。この目的上、企業は情報の網羅的な探索を行うことは要求されない。その代わりに、正味金利改定リスク・エクスポージャーの評価に関連性があるすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮することを要求される。
- B7.4.6** リスク軽減目的は、企業の金利改定リスクに対するエクスポージャーを当該企業のリスク管理戦略で定めたリスク限度内の金額まで軽減することは要求されるが、企業は各金利改定期間帯についてリスク限度を定めることは要求されない。しかし、リスク限度が各金利改定期間帯について定められている場合は、企業はリスク軽減目的を定める際にそれを考慮することを要求される。

ベンチマーク・デリバティブ

- B7.4.7** 企業はリスク管理目的において定めている金利改定リスクの時期及び量を表すベンチマーク・デリバティブを構築しなければならない。B7.4.2項で説明したように、リスク軽減目的は基礎ポートフォリオの中の識別可能な金融商品の指定ではない。したがって、リスク軽減目的は基礎ポートフォリオの中の金融商品への直接の言及によって表現することはできず、ベンチマーク・デリバティブによって表現される。
- B7.4.8** リスク軽減目的は企業が指定デリバティブの使用によって軽減することを意図している金利改定リスクの量で証明されることが要求される。しかし、ベンチマーク・デリバティブに含めることができるのは、指定デリバティブとリスク軽減目的によって表される金利改定リスクの両方に存在する要素のみである。したがって、ベンチマーク・デリバティブは指定デリバティブのすべての条件を単純に複製することはできない。例えば、企業が9年の金利改定期間帯における金利改定リスクを100単位であると算定し、金利改定リスクのうち70単位を契約上の満期が10年の指定デリバティブの使用を通じて軽減することを意図している場合がある。その場合、企業は9年の期間における70単位の金利改定リスクに基づいてベンチマーク・デリバティブを構築することになる。

公開草案「リスク軽減会計」(IFRS 第9号及びIFRS 第7号の修正案)

- B7.4.9 ベンチマーク・デリバティブは、一定期間にわたるリスク軽減目的の表現としてだけでなく、リスク軽減調整額を測定する目的上でも、リスク軽減会計の重要な要素である。したがって、ベンチマーク・デリバティブは軽減利率に基づいて構築され、構築される日において当初の公正価値がゼロとなるように調整される。
- B7.4.10 ベンチマーク・デリバティブは、特定の日に定められたリスク軽減目的を表すように構築される。したがって、その日の後に生じる基礎ポートフォリオの予想外の変動により、正味金利改定リスク・エクスポージャーがリスク軽減目的を下回って減少する可能性がある。ベンチマーク・デリバティブが軽減された金利改定リスクを依然として表すことを確保するために、企業はそうした予想外の変動の影響を反映するように合理的で裏付け可能な情報を使用してベンチマーク・デリバティブを調整することを要求される。
- B7.4.11 基礎ポートフォリオに含まれた金融商品の予想外の変動は、これらの金融商品の金利改定が予想よりも早く又は遅く行われる場合（例えば、企業の住宅ローン・ポートフォリオの期限前返済が予想よりも高いか又は低い場合）に生じる可能性がある。
- B7.4.12 しかし、企業は正味金利改定リスク・エクスポージャーのすべての予想外の変動の影響を捕捉することは要求されない。企業がベンチマーク・デリバティブを調整することを要求されるのは、予想外の変動により正味金利改定リスク・エクスポージャーがいずれかの金利改定期間帯においてリスク軽減目的を下回って減少する場合のみである。例えば、リスク軽減目的により特定の金利改定期間帯において70単位の金利改定リスクが軽減され、その金利改定期間帯に配分された正味金利改定リスク・エクスポージャーが100単位であったとする。その場合、企業がベンチマーク・デリバティブを調整することが必要となるのは、当期中の予想外の変動によりその金利改定期間帯における正味金利改定リスク・エクスポージャーが70単位未満にまで減少した場合のみである。
- B7.4.13 企業は予想外の変動の影響を捕捉するためのベンチマーク・デリバティブの調整についてさまざまなアプローチを採用する場合がある。例えば、企業が基礎ポートフォリオ中の金融商品の特性及び金利構造を使用してベンチマーク・デリバティブの修正の近似値を求める場合がある。企業が採用するアプローチは、企業がリスク管理活動を一定期間にわたり追跡する特定性に依存する。企業が適用するアプローチに関係なく、企業はベンチマーク・デリバティブの必要な調整を見積るために合理的で裏付け可能な情報を使用しなければならない。
- B7.4.14 しかし、ベンチマーク・デリバティブの予想外の変動の影響を見積るための合理的で裏付け可能な情報が過大なコスト又は労力を掛けないと入手可能でない場合には、企業は、その予想外の変動が、リスク軽減目的が前回定められた時点で発生したとみなさなければならない。例えば、企業が新たなリスク軽減目的を毎月定めている場合、企業はある月間の予想外の変動がその月の初めに発生したと仮定する。

リスク軽減調整額の認識及び測定

- B7.4.15 リスク軽減調整額は、指定デリバティブがベンチマーク・デリバティブで表されている

金利改定リスクをどの程度軽減したのかを表す。リスク軽減調整額の認識及び測定は、7.4.8項に従って、指定デリバティブに係る利得又は損失が、基礎ポートフォリオの中の金融商品から生じる金利改定リスクが純損益に影響を与える軽減対象期間にわたる将来の期間に繰り延べられた程度を基礎とする。

B7.4.16 7.4.4項に従って、企業は、企業がリスク管理活動を行うのと同じ頻度でリスク軽減目的を定めることが要求される。しかし、企業はリスク軽減調整額を同じ頻度で測定することは要求されない。例えば、新たなリスク軽減目的を基礎ポートフォリオの頻繁な変動により7.4.4項に従って日ごと又は週ごとに定めている企業は、リスク軽減調整額を日ごと又は週ごとに測定することは要求されない。

B7.4.17 7.4.10項は、リスク軽減調整額として累積した金額を、基礎ポートフォリオの中の金融商品から生じる金利改定差異が純損益に影響を与えるのと同じ報告期間に純損益に認識することを企業に要求している。ベンチマーク・デリバティブは、軽減された金利改定リスクの時期及び量を表す。したがって、企業はこれらのベンチマーク・デリバティブの発生特性を、企業がリスク軽減調整額として累積された金額を純損益に認識する報告期間を決定するための代用として使用することができる。

リスク軽減調整額の超過額

B7.4.18 企業は、金利改定リスクが軽減対象期間にわたり基礎ポートフォリオのキャッシュ・フロー又は公正価値に与えると見込まれる影響をリスク軽減調整額が合理的に表し続けることを確保することを要求される。したがって、企業は各報告日にリスク軽減調整額が全額は実現されない可能性があるという兆候があるかどうかの評価を要求される。

B7.4.19 財政状態計算書にリスク軽減調整額として累積された金額は、企業が軽減対象期間にわたって指定デリバティブを使用することによって基礎ポートフォリオの中の金融商品から生じる金利改定リスクを軽減することの影響を表す。基礎ポートフォリオに予想外の変動が発生した場合、企業はそうした変動の影響を反映するために7.4.6項から7.4.7項を適用してベンチマーク・デリバティブを調整する。しかし、状況によっては、企業は予想外の変動の影響を捕捉するためにベンチマーク・デリバティブを調整することができない場合がある。そのような状況では、企業はそうした変動がリスク軽減調整額を軽減対象期間にわたって企業が実現させる能力に不利な影響を与える可能性があるかどうかを考慮することが必要となる。

B7.4.20 企業は、報告日現在の正味金利改定リスク・エクスポージャーを完全に軽減したとした場合にリスク軽減調整額がどのような金額となっていたかを計算する。そのためには、企業は金利改定リスクが報告日現在で基礎ポートフォリオのキャッシュ・フロー又は公正価値に与えている影響の現在価値を計算する必要がある。したがって、正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値は、単純に基礎ポートフォリオに含まれている金融商品の現在価値ではない。例えば、一部の金融商品の現在価値は元本残高である場合がある。しかし、7.4.12項を適用する目的上、企業はリスク軽減の影響の現在価値を計算する。言い換えると、企業は金利改定リスクが完全に軽減されていたとみなす。

公開草案「リスク軽減会計」(IFRS 第9号及びIFRS 第7号の修正案)

- B7.4.21** 企業は、報告日現在の正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値を測定するために、(過大なコスト又は労力を掛けずに入手可能な合理的で裏付け可能な情報に基づいて) さまざまなアプローチを使用する可能性がある。例えば、企業は変動金利の金融商品に対するリスク軽減の影響の近似値を、報告企業の中で金利改定リスクを移転するために使用されている内部デリバティブを参照して、又は**B7.2.17**項に記述した内部のモデル化の方法論を使用して求める可能性がある。
- B7.4.22** リスク軽減調整額として累積された金額は、財政状態計算書における借方残高又は貸方残高のどちらの可能性もある。したがって、リスク軽減調整額の超過額を**7.4.14**項に従って認識する企業は、純損益に利得又は損失のどちらかを認識する可能性がある。
- B7.4.23** リスク軽減調整額の超過額を純損益に認識した後に、企業は**7.4.10**項に従って将来の期間に純損益に認識すべき金額に対して対応する調整を行うことを要求される。企業はこうした調整を軽減対象期間にわたって規則的かつ合理的な基礎(定額法が含まれる可能性がある)で行うことが認められる。

リスク軽減会計の中止(セクション7.5)

- B7.5.1** 企業は、**7.5.1**項に従って企業がリスク軽減会計を中止することが必要となるような、**B7.1.6**項に記述したようなリスク管理戦略の変更があるかどうかを決定するために、判断を適用することを要求される。
- B7.5.2** 企業のリスク管理戦略の変更は頻繁ではないと見込まれ、通常は単独では発生しない。むしろ、企業が金利改定リスクを管理する方法の変更が必要となる程度まで企業の事業運営に影響を与えると見込まれる内部又は外部の要因の影響の結果である可能性が高い。一般的に、リスク管理戦略の変更が必要となる企業の事業運営の変化は、企業の内部及び外部の利害関係者にとって明らかである。
- B7.5.3** 以下の例は、企業がリスク軽減会計を中止することが必要となる企業のリスク管理戦略の変更を例示している。このリストは網羅的ではない。

変更の性質	分析
ある連結グループが、事業を追加的な法域に拡大することを決定する。当該グループは、グループのレベルのリスク管理戦略が、活動の拡大により、グループが金利改定リスクを軽減しようとしている方法をもはや適正に表現しなくなっていると結論を下す。したがって、当該グループはリスク管理戦略を変更して金利改定リスクを子会社レベルで軽減することを決定する。	<p>企業はリスク管理戦略に変更があったと結論を下す。したがって、企業はグループのレベルでのリスク軽減会計を中止する。</p> <p>金利改定リスクが軽減されるレベルの変更は、グループが金利改定リスクを軽減する方法の変更を表す。リスク軽減会計をグループのレベルのみのリスク管理戦略に基づいて適用することの影響は、当該グループが金利改定リスクを軽減する方法ともはや整合しない。したがって、リスク軽減会計をグループが過去に行ってきたのと同じ基礎で適用することは、グループがどのように金利改定リスクを軽減しようとしているのかに関する有用な情報をもはや提供しないこととなる。</p>

(続き)

変更の性質	分 析
<p>企業のリスク管理戦略は、金利改定リスクの管理について10年の軽減対象期間を定めていた。これは企業の融資戦略と一致している。</p> <p>企業の外部環境の変化により、企業の融資戦略の時間枠が3年に短縮される。その結果、企業は金利改定リスクを3年の対象期間にわたって管理するための新たな指定デリバティブを締結する。</p>	<p>企業はリスク管理戦略に変更があったと結論を下す。したがって、企業は10年の軽減対象期間に基づくリスク軽減会計を中止する。</p> <p>企業の融資戦略の時間枠の10年から3年への変更、及びそれに対応する軽減対象期間の変更は、企業が将来の期間において改訂後のリスク管理戦略に従って金利改定リスクを軽減する方法の変更を示唆している。</p> <p>したがって、リスク軽減会計を当初の融資戦略に合わせて適用することは、もはや企業のリスク管理戦略と整合せず、有用な情報を提供しないこととなる。</p>
<p>ある企業が、リスク管理戦略に従って、従来は24か月までの金利改定期間帯についてキャッシュ・フローを基礎とした測定を使用していた。しかし、企業の金融規制環境の変化により、企業はそれらの金利改定期間帯について公正価値を基礎とした測定を使用することを決定した。したがって、企業はそれらの金利改定期間帯における金利改定リスクを定量化するために使用する測定及びそれらの金利改定期間帯についての金利改定リスクを管理する方法を、新たな目的を達成することを確保するために変更する。</p>	<p>企業はリスク管理戦略の変更があると結論を下す。したがって、企業はキャッシュ・フローを基礎とした測定に基づくリスク軽減会計を中止し、公正価値を基礎とした測定に基づくリスク軽減会計を適用する。</p> <p>短期にわたるキャッシュ・フローを基礎とした測定に基づくリスク軽減調整額は、企業の改訂後のリスク管理戦略に関する有用な情報を提供しない。</p>

（続き）

変更の性質	分 析
<p>事業戦略を見直した後に、従来は英国市場に重点を置いていた企業が、営業を欧州に拡大することを決定する。この営業の拡大は、ユーロ建の基礎ポートフォリオの大幅な増大を生じさせる。改訂後の事業戦略に合わせて、企業はリスク管理戦略を変更し、基礎ポートフォリオをポンド翌日物平均金利（SONIA）ではなく欧州銀行間取引金利（EURIBOR）での変動に対して管理し始める。したがって、企業はリスク軽減会計を適用する目的上、軽減利率をSONIAからEURIBORに変更する。</p>	<p>企業は、この軽減利率の変動はリスク管理戦略の変更であると結論を下す。したがって、企業は従来の軽減利率に基づくリスク軽減会計を中止する。</p> <p>企業の事業戦略及びリスク管理戦略の変更後には、企業はもはや金利改定リスクをSONIAに基づいて管理しない。その代わりに、企業はEURIBORを正味金利改定リスク・エクスポージャーを算定するための軽減利率として使用し、リスク軽減目的を定め指定デリバティブを締結することになる。したがって、従来のリスク軽減会計は、企業の将来のリスク管理活動の影響に関する有用な情報を提供しないことになる。</p>

B7.5.4 企業のリスク管理活動の変化（金利改定リスクに対するエクスポージャーの頻繁な変動を反映している）は、通常は企業のリスク管理戦略の変更よりも頻繁に発生する。リスク管理活動の変更には次のものが含まれる場合がある。

- (a) リスク軽減目的の変更
- (b) 正味金利改定リスク・エクスポージャーが変動することのできるリスク限度の変更
- (c) 正味金利改定リスク・エクスポージャーを算定するために使用される基礎ポートフォリオの変更
- (d) 指定デリバティブの変更

B7.5.5 金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーの頻繁な変動を反映する変更は、企業がリスク軽減会計を適用する場合には（例えば、7.4.6項で要求しているベンチマーク・デリバティブを調整することによって）適切に会計処理できる。したがって、そのような変更は、企業がリスク軽減会計を中止することが必要となるリスク管理戦略の変更とはならない。

[案] 付録 C 発効日及び経過措置

IFRS第9号「金融商品」の修正を明確に示すため、IASBは、次の内容を新しい付録Cに移すことを提案している。

(a) 当初は第7章にあった発効日及び経過措置

(b) 当初は付録Bの第7章にあった発効日及び経過措置に関する適用指針

従来は7.X.X項と付番していた各項はCX.X項に番号を変更し、従来はB7.X.X項と付番していた各項はCZ.X.X項に番号を変更する。移動及び番号変更を除いては、これらの各項は変更がないままであり、本公開草案には含めていない。

C1.16項からC1.17項及びC2.54項からC2.61項を追加する。読みやすくするため、新規の文言に下線を付してない。

この付録は本基準書の不可欠の一部である。

C1 発効日

...

C1.16 [年 月] 公表の「リスク軽減会計」により、IFRS第9号「金融商品」及びIFRS第7号「金融商品：開示」が修正された。企業は当該要求事項を[当該要求事項の公表日]以後開始する事業年度の期首から適用することが認められる。

C1.17 IAS第39号「金融商品：認識及び測定」は廃止され、企業はこれらの要求事項の適用を次のいずれか早い方の時点で中止しなければならない。

(a) 企業が第7章に従ってリスク軽減会計を適用する日

(b) [後日決定する日付] 以後開始する事業年度

C2 経過措置

...

「リスク軽減会計」への移行

C2.54 企業は第7章の要求事項を将来に向かって適用しなければならない。

C2.55 C2.56項からC2.61項における経過措置は、企業が要求事項を次のどちらから適用することを選択するのかわきらず、企業がリスク軽減会計を初めて適用する時に適用される。

(a) [当該要求事項の公表日] 以後開始する最初の事業年度の期首

(b) その後の事業年度の期首

公開草案「リスク軽減会計」(IFRS第9号及びIFRS第7号の修正案)

- C2.56** リスク軽減会計を適用する目的上、企業が適用することを要求される経過措置は、企業が次のどちらを従来適用していたのかに応じて異なる。
- (a) IAS第39号におけるヘッジ会計の要求事項
 - (b) 本基準書の第6章におけるヘッジ会計の要求事項
- C2.57** 従来はIAS第39号におけるヘッジ会計の要求事項を適用していた企業は、関連するヘッジ関係についてヘッジ会計を中止しなければならない。企業は本基準書の6.5.10項を公正価値ヘッジ調整額に適用し、本基準書の6.5.12項をその中止したヘッジ関係に関連するキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に適用しなければならない。6.5.10項を適用する目的上、公正価値ヘッジ調整額を再計算した実効金利を使用して償却することが実務上不可能である場合には、企業は当該調整額を規則的かつ合理的な基礎（これには定額法が含まれる可能性がある）で償却しなければならない。当該ヘッジ調整額は次のいずれか早い日に全額償却しなければならない。
- (a) 中止した金利リスクのポートフォリオ・ヘッジの残存期間が満了する日
 - (b) ヘッジ対象の認識の中止が行われる日
- C2.58** 従来は本基準書の第6章におけるヘッジ会計の要求事項を適用していた企業は、ヘッジ対象の一部又は全部がリスク軽減会計を適用する目的上は基礎ポートフォリオに含まれることとなる金融商品であるヘッジ関係について、ヘッジ会計を中止することが認められる。
- C2.59** 企業は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債としての過去の指定について、当該金融商品がリスク軽減会計の目的上は基礎ポートフォリオに含まれることとなる場合には、その過去の指定を取り消すことが認められる。
- C2.60** C2.59項を適用する企業は、金融資産又は金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するという指定を、企業がリスク軽減会計を初めて適用する事業年度の期首に取り消さなければならない。企業はそうした金融商品のその日現在の公正価値を、金融資産の総額での帳簿価額又は金融負債の償却原価として、また、当該金融商品の実効金利の計算のための基礎として使用しなければならない。セクション5.5の要求事項をこうした金融資産に適用する目的上、企業はこの日付を当初認識日として使用しなければならない。
- C2.61** 企業がこれらの修正を初めて適用する報告期間において、企業はIAS第8号「財務諸表の作成基礎」の第28項(f)又はIFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」の第178項(f)で要求されている定量的情報を開示することを要求されない。

[案] IFRS 第7号「金融商品:開示」の修正

第30D項から第30P項、第33A項、第44QQ項から第44SS項、第30D項の前の小見出し及び関連する小見出しを追加する。読みやすくするため、新規の文言に下線を付してない。

財政状態及び業績に対する金融商品の重大性

…

その他の開示

…

リスク軽減会計

30D IFRS 第9号の第7章に従ってリスク軽減会計を適用する企業は、第30E項から第30P項における表示及び開示の要求事項を適用しなければならない。

30E 企業は次の項目を他の科目と区分して表示しなければならない。

(a) 財政状態計算書において企業の資産の一部（借方残高である場合）又は企業の負債の一部（貸方残高である場合）のいずれかとして認識したリスク軽減調整額

(b) 当報告期間中に包括利益計算書において純損益に認識したリスク軽減調整額の金額

30F 企業が第30G項から第30P項に従って行うリスク軽減会計の開示は、財務諸表利用者が次のことを理解できるようにしなければならない。

(a) 企業がリスク管理戦略に従って金利改定リスクをどのように管理しているか

(b) 企業のリスク管理活動が将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響を与える可能性があるか

(c) リスク軽減会計の適用が企業の財政状態計算書及び包括利益計算書にどのように影響を与えたか

30G 第30F項に示した目的を満たすため、企業は財務諸表（注記を含む）において情報を集約又は分解するための最も適切な方法を決定する際に、IFRS 第18号「財務諸表における表示及び開示」の第41項における原則を適用しなければならない。

30H 企業は要求されている開示を財務諸表における単一の注記又は独立のセクションにおいて提供しなければならない。しかし、企業は、すでに他の場所で表示されている情報を繰り返すことは要求されない。これは、当該情報が財務諸表から財務諸表利用者が財務諸表と同じ条件で同じ時期に入手することのできる、経営者による説明又はリスク報告書などのその他の文書への相互参照によって組み込まれていることが条件となる。相互参照によって組み込まれている情報が欠けている場合には、財務諸表は不完全である。

リスク管理戦略

- 30I 企業は金利改定リスクを管理するためのリスク管理戦略を説明しなければならない。この説明は、財務諸表利用者が次のことを理解できるようにしなければならない。
- (a) 金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーはどのように生じるのか（正味金利改定リスク・エクスポージャーを算定するために使用されている基礎ポートフォリオの性質及び特性の記述を含む）
 - (b) 企業が金利改定リスクをどのように管理しているか（軽減利率及び軽減対象期間に関する詳細を含む）
 - (c) 企業が正味金利改定リスク・エクスポージャーをどのように算定しているか（それが算定されるレベル及び企業が金利改定リスクを定量化するために使用している測定を含む）

将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性

- 30J 企業は、指定デリバティブの契約条件及びそれらが企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響しているのかを財務諸表利用者が評価できるようにする定性的情報及び定量的情報を開示しなければならない。この要求を満たすため、企業は次の事項を開示する内訳を提供しなければならない。
- (a) 指定デリバティブの名目金額の時期の特性（例えば、金利改定期間帯ごとに）
 - (b) 指定デリバティブの平均固定金利

- 30K 企業は、基礎ポートフォリオのキャッシュ・フロー又は公正価値が合理的に考え得る軽減利率の変動の結果としてどのように変動する可能性があるのかを示す感応度分析を開示しなければならない。

リスク軽減会計が財政状態及び業績に与える影響

- 30L 企業は、表形式で、正味金利改定リスク・エクスポージャーを算定するために集約された基礎ポートフォリオに含まれている金融商品に関する情報を開示しなければならない。これには次のものが含まれる。
- (a) 金融資産及び金融負債の帳簿価額、並びに将来の取引の名目金額
 - (b) 当該金融商品が含まれている（又は将来の取引の場合には、含まれることとなる）財政状態計算書上の科目
 - (c) 企業が基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを金利改定期間帯ごとに集約するために使用したインプット、仮定及び見積技法に関する定性的情報
 - (d) ヘッジ対象エクスポージャーに関する情報

- 30M 企業は、表形式で、指定デリバティブに関する情報を開示しなければならない。これには次のものが含まれる。
- (a) 指定デリバティブの帳簿価額
 - (b) 指定デリバティブが含まれている財政状態計算書上の科目
 - (c) リスク軽減調整額の測定に使用される報告期間中の指定デリバティブの公正価値の変動
 - (d) 指定デリバティブの名目金額
- 30N 企業は、リスク軽減調整額がどのように測定されたのかを財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。これには次のものが含まれる。
- (a) 当期中の基礎ポートフォリオに含まれている金融商品の予想外の変動の影響の捕捉についてのアプローチ
 - (b) リスク軽減調整額の一部として認識されていない指定デリバティブに係る利得又は損失（累計及び当報告期間の両方）
 - (c) 上記(b)に記述した利得又は損失が含まれている包括利益計算書上の科目
 - (d) リスク軽減調整額として純損益に累積された金額の認識についての予想される特性
- 30O 企業は、表形式で、リスク軽減調整額の期首残高から期末残高への調整表を開示しなければならない（次のものを区分して示す）。
- (a) 当期中にリスク軽減調整額の一部として認識された指定デリバティブに係る利得又は損失
 - (b) 当報告期間中に純損益に認識されたリスク軽減調整額の金額
 - (c) IFRS 第9号の7.4.14項に従って純損益に認識した超過額によるリスク軽減調整額の減額の金額
- 30P 企業が第30N項から第30O項で要求されている情報を開示する際に、次のものを区別しなければならない。
- (a) リスク軽減会計の継続的な適用に関連するリスク軽減調整額
 - (b) 中止されたリスク軽減会計に関連するリスク軽減調整額

金融商品から生じるリスクの内容及び程度

...

定性的開示

...

33A 場合によっては、事業及びリスク管理活動が IFRS 第 9 号の 7.1.4 項で定めている特性を有している企業がリスク軽減会計を適用しないことを選択することがある。このような場合、企業は、当該企業が金利改定リスクに対するエクスポージャーをどのように管理しているのかを財務諸表利用者が理解できるようにする定性的情報を提供しなければならない。この説明には次のことに関する情報を含めなければならない。

- (a) 金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーはどのように生じるか
- (b) 企業は金利改定リスクに対するエクスポージャーの識別、集約、モニタリング及び管理をどのようにして行っているか
- (c) 企業は金利改定リスクを管理するための活動を財務諸表においてどのように報告しているか

...

発効日及び経過措置

...

44QQ [年 月] 公表の「リスク軽減会計」により、第 30D 項から第 30P 項、第 33A 項及び第 44RR 項から第 44SS 項が追加された。IFRS 第 9 号の第 7 章におけるリスク軽減会計に関する要求事項を適用することを選択する企業は、第 30D 項から第 30P 項及び第 44RR 項から第 44SS 項を IFRS 第 9 号の第 7 章におけるリスク軽減会計に関する要求事項を適用するのと同時に適用しなければならない。リスク軽減会計に適格であるリスク管理活動（IFRS 第 9 号の 7.1.4 項参照）を行っているが、IFRS 第 9 号の第 7 章におけるリスク軽減会計に関する要求事項を適用しないことを選択する企業は、第 33A 項を [後日決定する日] から適用しなければならない。

44RR 企業がこれらの修正を初めて適用する報告期間において、企業は当該報告期間の期首現在におけるリスク軽減会計への移行の影響に関する情報を開示しなければならない。これには次のものが含まれる。

- (a) 次のような、基礎ポートフォリオに関する情報（表形式で）
 - (i) 金融資産及び金融負債の帳簿価額、又は将来の取引の名目金額
 - (ii) 基礎ポートフォリオが含められている財政状態計算書上の科目
 - (iii) 含められているヘッジ対象エクスポージャー
- (b) 次のような、指定デリバティブに関する情報（表形式で）
 - (i) 指定デリバティブの帳簿価額

(ii) 指定デリバティブが含まれている財政状態計算書上の科目

(iii) 指定デリバティブの名目金額

(c) ヘッジ調整累計額（過去に指定したヘッジ対象の帳簿価額又はキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に含まれている）のうち、リスク軽減会計を適用する目的で中止されたヘッジ関係に関連するものに関する情報

44SS 企業が金融資産及び金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するという過去の指定を IFRS 第 9 号の C2.59 項に従って取り消す場合には、企業はこのような変更の影響に関する情報を開示しなければならない。これには次のものが含まれる。

(a) 過去の指定を取り消した理由の説明

(b) 企業が IFRS 第 9 号の第 7 章における要求事項を初めて適用する報告期間の期首現在の、指定が取り消された金融資産及び金融負債の公正価値

[案] 付録 A の修正—用語の定義

用語への新たな参照を追加している。これらの用語は、IFRS 第 9 号「金融商品」で定義されており、本基準書において IFRS 第 9 号で定められている意味で使用されている。追加する文言に下線を付している。

次の用語は IAS 第 32 号の第 11 項、IAS 第 39 号の第 9 項、IFRS 第 9 号の付録 A 又は IFRS 第 13 号の付録 A で定義されており、本基準書では、IAS 第 32 号、IAS 第 39 号、IFRS 第 9 号及び IFRS 第 13 号で定義された意味で使用されている。

- 金融資産又は金融負債の償却原価 (amortised cost of a financial asset or financial liability)
- ベンチマーク・デリバティブ (benchmark derivatives)
- 契約資産 (contract asset)
- ...
- 金融資産の総額での帳簿価額 (gross carrying amount of a financial asset)
- ヘッジ対象エクスポージャー (hedged exposure)
- ヘッジ手段 (hedging instrument)
- ...
- 損失評価引当金 (loss allowance)
- 軽減利率 (mitigated rate)
- 軽減対象期間 (mitigated time horizon)
- 正味金利改定リスク・エクスポージャー (net repricing risk exposure)
- 期日が経過 (past due)
- ...
- 通常の方法による購入又は売却 (regular way purchase or sale)
- 金利改定リスク (repricing risk)
- リスク軽減目的 (risk mitigation objective)
- 基礎ポートフォリオ (underlying portfolios)

〔案〕 他のIFRS会計基準書の修正

IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」

第39AL項を追加する。付録BでB6A項及びB6A項の前の小見出しも追加する。読みやすくするため、新規の文言に下線を付してない。

発効日

...

39AL 「リスク軽減会計」（IFRS第9号「金融商品」及びIFRS第7号「金融商品：開示」の修正）が〔年 月〕に公表され、B6A項が追加された。企業は当該修正をIFRS第9号の第7章におけるリスク軽減会計に関する要求事項の適用時に適用しなければならない。

...

付録B

他のIFRSの遡及適用に対する例外

この付録は本基準書の不可欠の一部である。

...

リスク軽減会計

B6A 初度適用企業は、リスク軽減会計を適用することを選択する場合には、IFRS第9号「金融商品」の第7章における要求事項を将来に向かって適用しなければならない。

IFRS 第18号「財務諸表における表示及び開示」

第48項及び第63項を修正する。付録BでB70項からB72項及びB74項を修正する。付録CでC1A項及びC1A項の前の小見出しを追加する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

純損益計算書

...

純損益計算書における区分

- 48 第52項から第68項は、収益及び費用の営業、投資、財務、法人所得税及び非継続事業の各区分への分類に関する要求事項を示している。さらに、B65項からB76項は、為替差額、正味貨幣持高に係る利得又は損失並びにデリバティブ、及び指定されたヘッジ手段及び指定デリバティブに係る利得又は損失が各区分にどのように分類されるのかに関する要求事項を示している。

...

財務区分

- 63 第60項から第61項の要求事項は、デリバティブ、及び指定したヘッジ手段又は指定デリバティブに係る利得及び損失には適用されない。企業はそのような利得及び損失を分類するためにB70項からB76項を適用しなければならない。

...

付録B

適用指針

...

デリバティブ、及び指定したヘッジ手段及び指定デリバティブに係る利得及び損失の分類

- B70 第47項は、収益及び費用を純損益計算書における各区分に分類することを企業に要求している。第47項を適用するため、企業は、IFRS第9号を適用してヘッジ手段として指定したか又は指定デリバティブとして含めた金融商品について純損益計算書に含めた利得及び損失を、当該金融商品を使用して管理又は軽減されているリスクの影響を受ける収益及び費用と同じ区分に分類しなければならない。ただし、そうすることで利得及び損失のグロスアップが必要となる場合には、企業はそのような利得及び損失のすべてを営業区分に分類しなければならない（B74項からB75項参照）。
- B71 企業は、指定したヘッジ手段の未指定部分又は指定デリバティブとして含めなかった部分に係る利得及び損失を、指定した部分に係る利得及び損失と同じ区分に分類しなければならない。企業は、利得又は損失の非有効部分を有効部分と同じ区分に分類しなければならない。
- B72 企業は、B70項の要求事項を、IFRS第9号を適用してヘッジ手段として指定していないか又は指定デリバティブとして含めていないが、識別されたリスクを管理するために使用されているデリバティブに係る利得及び損失にも適用しなければならない。ただし、そうすることで利得及び損失のグロスアップが必要となる場合（B74項からB75項参照）あるいは過大なコスト又は労力を伴う場合には、企業はその代わりに、当該デリバティブに係るすべての利得及び損失を営業区分に分類しなければならない。
- ...
- B74 B70項及びB72項は、ヘッジ手段として指定したか又は指定デリバティブとして含めた金融商品及びヘッジ手段として指定していないか又は指定デリバティブとして含めていないデリバティブに係る利得及び損失についてグロスアップを禁止している。利得及び損失のグロスアップは次の場合に生じる可能性がある。

(a) 企業がそうした金融商品を次のいずれかを管理するために使用している場合

- (i) リスク・ポジションが相殺し合う項目グループのリスクを管理するために使用している場合（項目グループが適格なヘッジ対象となるための要件については、IFRS第9号の6.6.1項参照）
- (ii) リスク軽減会計について基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスク（基礎ポートフォリオに関する適格要件についてはIFRS第9号の7.2.1項参照）

公開草案「リスク軽減会計」（IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案）

- (b) 管理されるリスクが、純損益計算書の複数の区分における科目に影響を与える場合

[案] 付録 C
発効日及び経過措置

この付録は本基準書の不可欠の一部である。

...

IFRS第9号「金融商品」及びIFRS第7号「金融商品：開示」の修正

C1A 「リスク軽減会計」(IFRS第9号「金融商品」及びIFRS第7号「金融商品：開示」の修正)が〔 年 月〕に公表され、本基準書の第48項及び第63項並びに付録BのB70項からB72項及びB74項が修正された。企業は当該修正をIFRS第9号の第7章におけるリスク軽減会計に関する要求事項の適用時に適用しなければならない。

IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」

第4項を修正し、A7項を追加する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

目 的

...

- 4 第2項から第3項にかかわらず、
- (a) 他のIFRS会計基準における開示要求のうち、本基準書を適用する企業に依然として適用されるものは、本基準書において定められている。
 - (b) 本基準書を適用する企業がIFRS第8号「事業セグメント」、IFRS第17号「保険契約」及びIAS第33号「1株当たり利益」を適用する場合には、それらの基準書におけるすべての開示要求を適用しなければならない。
 - (ba) 本基準書を適用する企業がIFRS第9号「金融商品」の第7章に従ってリスク軽減会計を適用する場合には、IFRS第7号「金融商品：開示」の第30D項から第30P項におけるすべての関連する開示要求を適用しなければならない。本基準書を適用する企業が、リスク軽減会計を適用できるリスク管理活動 (IFRS第9号の7.1.4項参照) を行っているがリスク軽減会計を適用しないことを選択する場合には、IFRS第7号の第33A項におけるすべての関連する開示要求を適用しなければならない。
 - (c) 新規又は修正後のIFRS会計基準書には、当該基準書への企業の移行に関する開示要求が含まれている場合がある。本基準書を適用する企業が利用可能な、新基準書又は修正基準書への企業の移行に関する開示要求からの救済措置は、その新規又は修正後のIFRS会計基準書に示されることとなる。

付録A—発効日及び経過措置

この付録は本基準書の不可欠の一部である。

…

IFRS第9号「金融商品」及びIFRS第7号「金融商品：開示」の修正

…

- A7 [年 月] 公表の「リスク軽減会計」(IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正) により、本基準書の第 4 項(ba)が追加された。企業は当該修正を IFRS 第 9 号の第 7 章におけるリスク軽減会計に関する要求事項の適用時に適用しなければならない。

国際会計基準審議会による公開草案「リスク軽減会計」(2025年12月公表)の承認

公開草案「リスク軽減会計」は、国際会計基準審議会の12名のメンバー全員により公表が承認された。

アンドレアス・バーコウ	議長
リンダ・メゾン＝ハッター	副議長
ニック・アンダーソン	
パトリーナ・ブキャナン	
タデオ・センドン	
フローリアン・エステラー	
ザック・ガスト	
ハギト・ケレン	
ブルース・マッケンジー	
ベルトラン・ペラン	
鈴木 理加	
ロバート・ウール	



IFRS[®]

Foundation

Columbus Building
7 Westferry Circus
Canary Wharf
London E14 4HD, UK

Tel **+44 (0) 20 7246 6410**

Email **customerservices@ifrs.org**

ifrs.org

The IFRS Foundation has trade marks registered around the world, including 'FSA[®]', 'IASB[®]', 'IFRS[®]', 'International Financial Reporting Standards[®]', 'ISSB[®]', and 'SASB[®]'. For a full list of our registered trade marks, visit www.ifrs.org.